

京都市告示第 408 号

平成 21 年 10 月 1 日京都市告示第 265 号（京都市右京区要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成 27 年 10 月 13 日

京都市長 門川大作

第 3 項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第 1 号
京都市右京区役所福祉部	第 1 号
京都市右京区役所保健部	第 1 号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第 1 号
京都市西院幼稚園	第 1 号
右京区内公立保育所	第 1 号
右京警察署	第 1 号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
社団法人京都私立幼稚園協会	第2号
社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会	第2号
妙覚保育園	第2号
蜂ヶ岡保育園	第2号
双ヶ丘保育園	第2号
西本願寺保育園	第2号
まこと幼児園	第2号
太秦保育園	第2号
ゆりかご保育園	第2号
若竹保育園	第2号
向上社保育園	第2号
山ノ内保育園	第2号
花園保育園	第2号
つわぶき園	第2号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
梅ノ宮乳児保育園	第2号
富士保育園	第2号
このしま保育園	第2号
うぐいす保育園	第2号
嵯峨野保育園	第2号
安井保育園	第2号
西京極保育園	第2号
御室保育園	第2号
西院保育園	第2号
嵯峨こぼと保育園	第2号
ときわ保育園	第2号
梅ノ宮保育園	第2号
川勝寺保育園	第2号
蜂ヶ岡けやき保育園	第2号
みつばち菜の花保育園	第2号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
富士夜間保育園	第2号
聖徳保育園	第2号
清明保育園	第2号
うたの里保育園	第2号
照隅保育園	第2号
社団法人京都市保育園連盟	第2号
京都市壬生保育所	第2号
社団法人右京医師会	第2号
野菊荘	第2号
本願寺ウヰスタリアガーデン	第2号
児童発達支援事業「ぱれっと」	第2号
右京区内の児童館（代表）	第2号又は第3号
右京少年補導委員会	第3号
京都市小学校校長会右京北支部	第3号
京都市小学校校長会右京南支部	第3号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都市中学校校長会右京支部	第3号
京都市西総合支援学校	第3号
京都市右京区民生児童委員会	第3号
京都市長が指定するもの	第3号

(右京区役所福祉部支援課)